

# TEPCO

## 料 金 表

[ 高 圧 ]

---

2019 年 10 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 料金表 [高圧]

### 1 対象となるお客さま

この料金表 [高圧] (以下「この料金表」といいます。)は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

### 2 料 金

#### (1) 業務用季節別時間帯別電力

電気需給約款 [高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (業務用季節別時間帯別電力) (5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,716円00銭
---------------	-----------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

#### (イ) ピーク時間

1キロワット時につき	20円52銭
------------	--------

#### (ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円81銭	18円38銭

(ハ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	12円77銭
-------------	--------

(2) 高圧季節別時間帯別電力

需給約款15（高圧季節別時間帯別電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,815円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	19円20銭
-------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円54銭	17円06銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	12円77銭
-------------	--------

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,292円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	21円19銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円47銭	19円05銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	12円77銭
------------	--------

(3) 業務用電力

需給約款16（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,716円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円54銭	16円38銭

(4) 高 圧 電 力

需給約款17（高圧電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,815円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円16銭	15円15銭

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,292円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円37銭	16円24銭

(5) 臨 時 電 力

需給約款18(臨時電力) (3) ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18 (臨時電力) (1) イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円39銭	17円17銭

(ロ) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円84銭	18円49銭

ロ 需給約款18 (臨時電力) (1) ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円04銭	18円67銭

(6) 自 家 発 補 給 電 力

需給約款19(自家発補給電力) (1) ハ(ロ)および(2) ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円79銭	17円53銭

(ロ) (イ)以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円24銭	20円66銭

ロ 自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円27銭	16円16銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円60銭	17円36銭

(ロ) (イ)以外の場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円34銭	18円95銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円01銭	20円45銭

### 3 延 滞 利 息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{10}{110}$
-----	------------------

#### 4 燃 料 費 調 整

- (1) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)イに定める $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値  
 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格  
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200円
--------	---------

- (3) 需給約款別表3（燃料費調整）(2)に定める基準単価  
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭4厘
------------	-------

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2 消費税法の改正にともなう経過措置

#### (1) 料金率および基準単価

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、2（料金）および4（燃料費調整）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### イ 料 金

##### (i) 業務用季節別時間帯別電力

###### a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

###### b 電力量料金

###### (a) ピーク時間

1キロワット時につき	20円15銭
------------	--------

###### (b) 昼間時間

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円45銭	18円05銭

(c) 夜間時間

1キロワット時につき	12円54銭
------------	--------

(d) 高圧季節別時間帯別電力

a 契約電力が500キロワット以上の場合

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

i ピーク時間

1キロワット時につき	18円85銭
------------	--------

ii 昼間時間

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円20銭	16円75銭

iii 夜間時間

1キロワット時につき	12円54銭
------------	--------

b 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

i ピーク時間

1キロワット時につき	20円80銭
------------	--------

ii 昼間時間

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円10銭	18円70銭

iii 夜間時間

1キロワット時につき	12円54銭
------------	--------

(ハ) 業務用電力

a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

b 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円22銭	16円08銭

(ニ) 高圧電力

a 契約電力が500キロワット以上の場合

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円87銭	14円87銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円05銭	15円94銭

(ホ) 臨 時 電 力

a 需給約款18（臨時電力）(1)イに該当する場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円06銭	16円86銭

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円48銭	18円15銭

b 需給約款18（臨時電力）(1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円68銭	18円33銭

(ハ) 自 家 発 補 給 電 力

a 自家発補給電力A

(a) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円45銭	17円21銭

(b) (a)以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円84銭	20円28銭

b 自家発補給電力B

(a) 定期検査または定期補修による場合

i 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円96銭	15円87銭

ii 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円26銭	17円04銭

(b) (a)以外の場合

i 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円97銭	18円61銭

ii 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円61銭	20円08銭

ロ 基 準 単 価

1 キロワット時につき	22銭0厘
-------------	-------

(2) 延 滞 利 息

2019年9月30日までに当社が支払いを受ける権利が確定する料金および(1)を適用して算定された料金に係る延滞利息の算定における係数は、3(延滞利息)にかかわらず、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------